

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 入札等の手続きの変更について

令和2年4月  
城里町財務課

新型コロナウイルス感染症対策については、茨城県内及び近隣市町村において感染が確認され、町民の方が安心して来庁することができるよう、感染拡大の防止に取り組んでいるところです。

さらに、国における緊急事態宣言の発令が7都道府県から16日に全国に拡大され、本県も特定警戒都道府県に位置付けられました。

については、さらなる新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じる観点から、城里町における入札等の手続きに関して、入札制度の公平性を確保しながら、以下のとおり取り扱いを変更します。

### 記

#### 1 一般競争入札・指名競争入札（電子入札・持参入札から電子入札・郵便入札へ切り替え）

入札区分	現在の入札方法	今後の対応 (入札方法・手続き方法)
<b>一般競争入札</b> ・建設工事主要5工種のうち予定価格500万円以上	電子入札	電子入札
<b>指名競争入札</b> ・建設工事（一般競争入札以外の案件で予定価格130万円以上） ・建設コンサルタント ・役務 ・物品	持参入札 (会場入札)	原則、郵便入札（注）  ※建設工事・建設コンサルタント業務については、 <u>6/1より電子入札</u> <u>(予定)</u>

(注1) 郵便入札は一般書留又は簡易書留とし、開札日前日必着とする。(土・日曜日及び祝日を除く)

(注2) 指名業者が城里町内のみ場合は、従来の持参入札（会場入札）の方法により行う。

指名業者が郵便入札を希望する場合は可とする。

(注3) 指名業者が城里町内業者と町外業者がある場合は、郵便入札の方法により行う。

#### 2 随意契約（持参入札から郵便入札への切り替え）

入札区分	現在の入札・見積合わせの方法	当面の対応 (入札・見積書の提出方法)
<b>随意契約</b>	持参入札（会場入札）	原則、郵便入札（注）

(注1) 郵便入札は一般書留又は簡易書留とし、開札日前日必着とする。(土・日曜日及び祝日を除く)

(注2) 指名業者が城里町内のみ場合は、従来の持参入札（会場入札）の方法により行う。

指名業者が郵便入札を希望する場合は可とする。

(注3) 指名業者が城里町内業者と町外業者がある場合は、郵便入札の方法により行う。

### 3 入札・見積書の提出について

郵便により入札・見積書を提出する場合は、以下のとおり取扱いますので、ご注意ください。

- (1) 郵送方法は、一般書留又は簡易書留郵便とします。
- (2) **入札書又は見積書に記載する日付は、開札日の日付**としてください。
- (3) 入札書・見積書の郵送は、二重封筒とし、封筒は任意とします。
  - ① 「入札書」又は「見積書」を入札書封筒に入れ封かんし、表面に「入札書（又は見積書）在中」を朱書きし、開札日、件名を記載し、入札者の称号名称を表記すること。
  - ② 郵送用封筒には、入札書封筒を同封し、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に郵便番号、住所、称号名称、件名を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。

※詳しくは、**入札書封筒・郵便用封筒の作成方法**（P.4）参照

- (4) 内封筒、入札・見積書の押印等は従来どおりとなります。
- (5) 入札書の提出期限（到着期限）は、開札日前日必着とします。（入札日の前日が土日、祝日の場合はその前日）
- (6) 提出期限を過ぎた入札・見積書は、無効となります。
- (7) 入札を辞退する場合は、辞退届を郵送にて提出してください。なお、入札書等が到着期限までに到着しなかった場合は、当該入札を辞退したものとして扱います。

提出先

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地の 25  
城里町役場 財務課 管財 G あて

### 4 開札、立会いについて

開札は、入札指名通知書に記載された日時、場所において執行します。執行は、財務課管財 G 職員及び当該入札事務に関係のない職員の立会いのもと開札を行います。

入札参加者の開札への立会いは原則行いません。ただし、入札・見積合わせへの立会いを希望する場合は、次のとおりとします。

- ・開札への立会いを希望する旨、**開札日前日の午後5時までに財務課管財Gまで連絡**してください。
- ・「入札・見積合わせ参加にかかる申告書」を記入持参のうえ、開札時刻の10分前までに入札会場へお越しください。
- ・入札・見積合わせ会場への入室時に「入札・見積合わせ参加にかかる申告書」を提出いただきますが、提出されない場合は入室できません。
- ・立会いができる者は、当該案件の入札参加者のみとし、1社につき1名とします。

※**入札・見積合わせ参加にかかる申告書**（P.5）

## 5 再度入札・見積合わせとなった場合

郵便入札において予定価格の制限の範囲内の有効な入札が無かった場合は、2回目以降の入札を行うが、その際は、入札参加者に対し、電話連絡（電話・FAX）等により、再度入札・見積合わせの方法について連絡する。原則、2回目以降の入札も郵便とする。

## 6 最低額の同額の取扱い

落札となるべき同額の入札をした者が、二以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

※詳しくは、くじによる落札者の順位決定方法（P.6）参照

## 7 契約に係る手続きについて

開札後の契約手続きに必要な書類の受け渡しについて、これまで持参での提出としていたが、郵送での提出も可とします。その際、返信用封筒を同封してください。

このうち、一般競争入札の事後審査に係る書類等で提出期限を設けているものは、FAX送信での提出を可とします。

## 8 運用開始時期

令和2年5月7日以降に公告又は指名通知を行う案件から実施します。

## 9 その他

前記の取り扱いに関わらず、指名業者が城里町内事業者のみの場合については、これまでの持参入札（会場入札）の方法により行います。

郵便による入札・見積合わせを行う場合は、通知等に記載しますので、その都度ご確認ください。

※入札書封筒・郵便用封筒の作成方法（縦書き，横書きは自由）

- ・入札書封筒：中封筒（入札書，工事（委託）費内訳書を入れる封筒）

<b>入札書在中</b> ← 朱書き	
開札日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事（委託）番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
工事（委託）名	
入札者	(株)〇〇〇〇会社

封緘



入札書を入れた封筒を郵便用封筒に入れる。

- ・郵便用封筒：外封筒（入札書封筒，連絡担当者の名刺を1枚入れる封筒）

〒311-4391		
茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地の 25		
城里町役場 財務課 管財G 行		
<b>入札書在中（開札日令和〇〇年〇〇月〇〇日）</b> ← 朱書き		封緘
工事（委託）番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 外〇件	
工事（委託）名	※2件以上ある場合↑	
差出人の住所 商号又は名称	(株)〇〇〇〇会社	

※ 入札を辞退する場合は，辞退届を封筒に入れ，封緘の上，表に外封筒と同じく記載し，開札日の余白に「辞退」朱書き表記すること。

**入札書在中（開札日令和〇〇年〇〇月〇〇日） 辞退** ←朱書き

## 入札・見積合わせ参加にかかる申告書

入札・見積合わせに立ち会いを希望される方は、以下の事項を記入のうえ必ず持参して、会場入室時に係員に提出してください。提出しない場合は入室できません。

貴社名	
立会者指名	
本日の体温 (事前の測定をお願いします。)	

※ 以下の項目にチェックをしてください。該当(「はい」)が一つでもある方は、会場入室できません。

1 咳，発熱，倦怠感等，かぜのような諸症状がある。

はい  いいえ

2 過去2週間以内に，発熱や感冒症状で，医療機関への受診や服薬等をした。

はい  いいえ

3 過去2週間以内に，新型コロナウイルス感染症が拡大している国や地域への渡航歴がある。

はい  いいえ

4 本日の体温が37.5度以上ある。

はい  いいえ

## くじによる落札者の順位決定方法

郵便入札において、開札の結果、落札となるべき同額の入札が2者以上の場合は、次の方法により、くじで落札者を決定します。

### 1. くじの手順

- (1) 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」(11桁)の下4桁の小さい者から順にくじ番号(0, 1, 2・・・)を付与します。(※下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。)

※「書留お問い合わせ番号」

郵便追跡用に使用する番号で、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。

「\*\*\* (3桁) - \*\* (2桁) - \*\*\*\*\* (5桁) - \* (1桁)」

の合計11桁で表示された番号です。

- (2) 同額入札者の書留お問い合わせ番号(11桁)の下4桁を合計し、その合計額を同額入札者数の数で除算し、余りを算出します。
- (3) 上記(1)の「くじ番号」と上記(2)の計算結果による「余り」が一致した入札参加者を落札者の第1順位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に「1」を足したくじ番号の入札参加者を第2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に「1」を足したくじ番号が存在しない場合には、「0」のくじ番号の入札参加者を第2順位とする。
- (5) 第3順位以下は、上記(4)の規定に準じて順位を決定する。

#### 例) 入札参加者3者が同額入札の場合

- (1) 書留お問い合わせ番号(11桁)の下4桁の小さい順にくじ番号(0, 1, 2・・・)を付与する。(※下4桁が同一の数字となった場合は、上位の数字を参照する。)

業者名	書留お問い合わせ番号	下4桁	下5桁目	くじ番号
A社	***-**-01234-5	2345	-	0 付与
C社	***-**-90970-2	9702	0	1
B社	***-**-13970-2	9702	3	2

- (2) 書留番号下4桁の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

A社(書留番号下4桁) 2345

B社(書留番号下4桁) 9702

C社(書留番号下4桁) 9702

合計 2345+9702+9702=21749

余り 21749÷3=7249・・・余り2

- (3) 落札者の決定

上記(2)で算出した余りの数とくじ番号が一致した業者を落札者とする。

順位	業者名	くじ番号	備考
1	B社	2	余りが「2」であるため、くじ番号「2」が最上位
2	A社	0	最上位のくじ番号「2」に1を足すと「3」となり、一致する番号がないため「0」に戻るため、第2順位
3	C社	1	第2順位のくじ番号「0」に1を足すと「1」となり、一致するため第3順位

この場合、余り2であるため、それと一致するくじ番号2のB社となる。